第72期

定時株主総会
招集ご通知

文化シヤッター

日時　平成30年6月26日（火曜日）
午前10時

場所　東京都文京区西片一丁目17番3号
文化シヤッター株式会社
本社　2階ホール

決議事項

第1号議案　剰余金処分の件
第2号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

証券コード：5930



株主の皆様には、ますますのご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

当社グループ第72期事業年度（2017年４月１日から2018年３月31日まで）の事業の概況のご報告にあたり、ご挨拶申しあげます。

2016年度よりスタートさせました中期経営計画「進化する快適環境ソリューショングループ」の３年目に当たる2018年度は、「生産性を追求した働き方の革新」の基本方針のもと、社員一人ひとりが「生産性」の向上にこだわり、単にPDCAを回すだけではなく、明確な数値目標と行動計画のもとで業務を遂行して参ります。

いかなる市場環境においても成長発展し続ける強い企業力の構築に取り組んでおり、今後ともお客様と社会から必要とされる商品・サービスの提供に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

2018年6月

代表取締役社長

潮崎敏秀

目　次

第72期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	15
連結計算書類	36
計算書類	38
監査報告	40
株主メモおよびトピックス	44

社　是

誠実　誠実とは心のふれあいである。真心のふれあいで信頼は生まれる。

努力　努力とは想像する行為の持続力である。

奉仕　奉仕は自発的な行為、行動でお客様や社会のお役に立つこと。

経営理念

私たちは、常にお客様の立場に立って行動します

私たちは、優れた品質で社会の発展に貢献します

私たちは、積極性と和を重んじ日々前進します

CSR憲章

１．成長と共に

２．社会と共に

３．地球と共に

４．働く仲間と共に

証券コード　5930
平成30年６月４日

株　主　各　位

東京都文京区西片一丁目17番３号
文化シヤッター株式会社
代表取締役会長　茂　木　哲　哉

第72期定時株主総会招集ご通知

拝啓　ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。

さて、当社第72期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、平成30年６月25日（月曜日）午後５時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　　平成30年６月26日（火曜日）午前10時

２．場　　所　　東京都文京区西片一丁目17番３号
文化シヤッター株式会社　本社　２階ホール
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項　１．第72期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第72期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　　剰余金処分の件

第２号議案　　取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名選任の件

４．議決権の行使についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成30年６月25日（月曜日）午後５時30分までに到着するようご返送ください。

(2) インターネット等による議決権行使の場合

インターネット等により議決権を行使される場合には、３頁の【インターネット等による議決権行使のご案内】をご高覧のうえ、平成30年６月25日（月曜日）午後５時30分までに行使してください。

(3) 書面とインターネット等により二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、「会社の支配に関する基本方針」、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第21条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttp://www.bunka-s.co.jp/ir/stock/meeting.html）に掲載することにより、株主の皆様にご提供いたしております。

また、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttp://www.bunka-s.co.jp/）に掲載させていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申しあげます。

1．議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

議決権行使ウェブサイト　https://www.web54.net

2．議決権行使のお取扱いについて

(1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) 議決権の行使期限は、平成30年６月25日（月曜日）午後５時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

(3) 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使した場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

(4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者への料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3．パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

(1) パスワードは、投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。

(2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

(3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権コードは、本総会に限り有効です。

4．システムに係る条件について

インターネット等により議決権を行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。

(1) 画面の解像度が　横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。

(2) 次のアプリケーションをインストールしていること。

ア．ウェブブラウザとして Ver.5.01 SP2 以降の Microsoft® Internet Explorer

イ．ＰＤＦファイルブラウザとして Ver4.0 以降の Adobe® Acrobat® Reader® または、 Ver6.0 以降の Adobe® Reader®

※Internet Explorer は米国 Microsoft Corporation の、Adobe® Acrobat® Reader® および Adobe® Reader® は米国 Adobe System Incorporated の、米国および各国での登録商標、商標および製品名です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

(3) ウェブブラウザおよび同アドインツール等で、“ポップアップブロック”機能を有効とされている場合、同機能を解除（または一時解除）するとともに、プライバシーに関する設定において、当サイトでの“Cookie”使用を許可するようにしてください。

(4) 上記サイトに接続できない場合、ファイアウォール・プロキシーサーバーおよびセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、その設定内容をご確認ください。

５．パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

(1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル

【電話】0120（652）031　（受付時間　９：00～21：00）

(2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先にお願いいたします。

ア．証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

イ．証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行　証券代行事務センター

【電話】0120（782）031　（受付時間　９：00～17：00　土日休日を除く）

６．議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ＩＣＪの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、強固な経営基盤のもとに事業の発展を図り、利益の確保により株主の皆様への安定配当を継続する基本方針ならびに当事業年度の業績を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

１．剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金　　1,000,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金　　1,000,000,000円

２．期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき金10円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は717,169,220円となります。

（平成29年12月１日に中間配当金として１株につき10円を支払済みでありますので、当事業年度の配当金は１株につき20円となります。）

(3) 剰余金の配当の効力発生日

平成30年６月27日といたしたいと存じます。

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（９名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、代表取締役および社外取締役４名を含む監査等委員会で構成される事前会議において全ての候補者について適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者およびその選任理由は次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	現在の当社における地位・担当	
1	茂木（もぎ）　哲哉（てつや）	代表取締役会長	再任
2	潮崎（しおざき）　敏彦（としひこ）	代表取締役社長執行役員社長	再任
3	嶋村（しまむら）　悦典（よしのり）	取締役常務執行役員製造、設計、施工、新事業、商品開発担当	再任
4	小倉（おぐら）　博之（ひろゆき）	取締役常務執行役員営業担当	再任
5	大島（おおしま）　亨（とおる）	取締役上席執行役員東日本事業本部長	再任
6	藤田（ふじた）　義徳（よしのり）	取締役上席執行役員西日本事業本部長	再任
7	三田（みた）　充（みつる）	常務執行役員ビル建材事業本部長	新任
8	市川（いちかわ）　治彦（はるひこ）	常務執行役員業務担当	新任

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	茂木哲哉（もぎてつや） （昭和17年12月22日）	昭和42年３月　当社入社 昭和50年10月　当社姫路工場長 昭和54年10月　当社東京工場長 昭和58年10月　北海道文化シヤッター株式会社 代表取締役社長 平成３年６月　当社取締役北海道事業部長 平成５年４月　当社取締役住建本部長 平成７年４月　当社常務取締役製造本部長 平成11年４月　当社専務取締役営業担当 平成17年４月　当社代表取締役社長 平成19年４月　当社代表取締役社長執行役員 平成21年４月　当社代表取締役社長執行役員社長 平成28年４月　当社代表取締役会長 （現在に至る） 取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者として指名する理由 茂木哲哉氏は、昭和42年の入社以来、当社の製造部門や営業部門、そしてグループ会社の経営等において幅広い業務経験を有しております。平成17年の当社代表取締役社長就任以後は、10年間の長期経営計画の実行において強力なリーダーシップを発揮し、当社グループの業容拡大に貢献しており、取締役としての職責を果たしております。 このような理由から、今後も当社グループの経営方針や企業戦略の意思決定に適任と考え、同氏を引き続き取締役候補者として指名いたします。	167,500株

候補者 番　号	氏　　名 （生　年　月　日）	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社の 株　式　数
2	潮崎（しおざき）　敏彦（としひこ） （昭和22年12月13日）	昭和45年３月　当社入社 昭和59年４月　当社福岡工場長 昭和62年４月　当社福岡支店長 平成２年４月　当社千葉支店長 平成５年４月　当社システム部長 平成10年10月　当社人事部長 平成18年４月　当社執行役員人事部長 平成19年４月　当社執行役員業務担当 平成19年６月　当社取締役上席執行役員業務担当 平成21年４月　当社取締役上席執行役員企画管理本部長 平成23年４月　当社取締役常務執行役員業務担当 平成24年６月　当社取締役専務執行役員業務担当 平成28年４月　当社代表取締役社長執行役員社長 （現在に至る） 取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者として指名する理由 　潮崎敏彦氏は、昭和45年の入社以来、製造部門や営業部門、本社管理部門の責任者を歴任するなど、あらゆる業務における幅広い経験を有しております。平成19年の当社取締役就任以後は、主に管理部門およびグループ会社の業務執行を統括し、当社グループの業容拡大に貢献しております。また平成28年の代表取締役社長就任以後は、新たに策定した中期経営計画の実行を牽引するなど、取締役としての職責を果たしております。 　このような理由から、今後も当社グループの経営方針や企業戦略の意思決定に適任と考え、同氏を引き続き取締役候補者として指名いたします。	77,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	嶋村悦典（しまむらよしのり） （昭和30年３月１日）	昭和53年４月　当社入社 平成15年４月　当社住建支社技術室長 平成20年４月　当社商品開発部長 平成22年４月　当社執行役員商品開発部長 平成23年４月　当社執行役員商品開発担当兼商品開発部長 平成23年６月　当社取締役上席執行役員商品開発担当兼商品開発部長 平成25年４月　当社取締役上席執行役員新事業、新商品担当兼商品開発部長 平成26年４月　当社取締役上席執行役員新事業、新商品担当 平成30年４月　当社取締役常務執行役員製造、設計、施工、新事業、商品開発担当（現在に至る） 取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者として指名する理由 嶋村悦典氏は、昭和53年の入社以来、主に技術部門における幅広い業務経験や専門的知見を有しております。平成23年の当社取締役就任以後は、技術部門および新事業、新商品開発をはじめとして製造部門、設計・施工部門等の担当役員として当社グループの業容拡大に貢献し、取締役としての職責を果たしております。 このような理由から、今後も当社グループの経営方針や企業戦略の意思決定に適任と考え、同氏を引き続き取締役候補者として指名いたします。	34,600株

候補者 番　号	氏　　名 （生　年　月　日）	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社の 株　式　数
4	小倉（おぐら）　博之（ひろゆき） （昭和30年３月24日）	昭和55年７月　当社入社 平成14年４月　当社南九州支店長 平成17年４月　当社九州特販支店長 平成20年４月　当社中四国支社長 平成22年４月　当社執行役員九州支社長 平成23年４月　当社執行役員西日本事業本部長 平成23年６月　当社取締役上席執行役員西日本事業本部長 平成28年４月　当社取締役上席執行役員ビル建材事業本部長 平成30年４月　当社取締役常務執行役員営業担当（現在に至る） 取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者として指名する理由 小倉博之氏は、昭和55年の入社以来、主に営業部門における幅広い業務経験や専門的知見を有しております。平成23年の当社取締役就任以後は、西日本エリアの営業責任者、大手ゼネコン担当部門の責任者、そして当社営業部門の統括責任者を歴任するなど、当社グループの業容拡大に貢献し、取締役としての職責を果たしております。 このような理由から、今後も当社グループの経営方針や企業戦略の意思決定に適任と考え、同氏を引き続き取締役候補者として指名いたします。	20,900株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	大島（おおしま） 亨（とおる） （昭和32年12月22日）	昭和55年４月　北海道文化シヤッター株式会社入社 平成16年４月　当社北海道支社市場開拓部長 平成17年４月　当社北海道特販支店長 平成19年４月　当社埼玉支店長 平成23年４月　当社首都圏支店長 平成25年４月　当社執行役員首都圏支店長 平成27年６月　当社取締役上席執行役員住宅建材事業本部長 平成29年４月　当社取締役上席執行役員東日本事業本部長（現在に至る） 取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者として指名する理由 大島亨氏は、昭和55年の入社以来、主に営業部門における幅広い業務経験や専門的知見を有しております。平成27年の当社取締役就任以後は、主に住宅建材部門および東日本エリアの営業部門責任者として、当社グループの業容拡大に貢献し、取締役としての職責を果たしております。 このような理由から、今後も当社グループの経営方針や企業戦略の意思決定に適任と考え、同氏を引き続き取締役候補者として指名いたします。	7,300株

候補者 番　号	氏　　名 （生　年　月　日）	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社の 株　式　数
6	ふじ　た　よし　のり 藤　田　義　徳 （昭和30年10月５日）	昭和58年４月　当社入社 平成15年４月　当社福岡支店長 平成19年４月　当社広島支店長 平成22年４月　当社ドア・パーティション事業部三部長 平成23年４月　当社九州支店長 平成26年４月　当社執行役員九州支店長 平成28年４月　当社常務執行役員西日本事業本部長 平成29年６月　当社取締役上席執行役員西日本事業本部長 （現在に至る） 取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者として指名する理由 　藤田義徳氏は、昭和58年の入社以来、主に西日本の営業部門やドア、パーティションの営業部門等における幅広い業務経験や専門的知見を有しております。平成29年の当社取締役就任以後は、主に西日本エリアの営業部門責任者として、当社グループの業容拡大に貢献し、取締役としての職責を果たしております。 　このような理由から、今後も当社グループの経営方針や企業戦略の意思決定に適任と考え、同氏を引き続き取締役候補者として指名いたします。	1,537株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
※7	三田（みた） 充（みつる） （昭和33年12月４日）	昭和57年４月　当社入社 平成13年４月　当社多摩支店長 平成17年４月　当社神奈川支店長 平成21年４月　当社福岡支店長 平成23年４月　当社中部支店長 平成25年４月　当社執行役員特需事業本部長 平成26年４月　文化シヤッターサービス株式会社 代表取締役社長 平成30年４月　当社常務執行役員ビル建材事業本部長 （現在に至る） 取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者として指名する理由 三田充氏は、昭和57年の入社以来、主に営業部門における幅広い業務経験や専門的知見を有しております。その後、平成25年からは新事業部門の責任者、平成26年からは当社製品のアフターメンテナンス等を手掛けるグループ会社の社長を歴任し、当社グループの業容拡大に貢献しております。 このような理由から、今後の当社グループの経営方針や企業戦略の意思決定に適任と考え、同氏を新たに取締役候補者として指名いたします。	０株

候補者 番　号	氏　　名 （生　年　月　日）	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社の 株　式　数
※8	市　川　治　彦 （いちかわ　はるひこ） （昭和35年１月27日）	昭和58年４月　当社入社 平成19年４月　当社人事部長 平成20年４月　当社人事総務部長 平成25年４月　当社執行役員人事総務部長 平成28年４月　当社常務執行役員業務担当 （現在に至る） 取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者として指名する理由 　市川治彦氏は、昭和58年の入社以来、主に本社管理部門における人事・労務や総務等の専門的知見を有するほか、営業推進部門における幅広い業務経験も有しております。平成28年以後は経理、財務、グループ経営等を含めた本社管理部門の統括責任者として、当社グループの業容拡大に貢献しております。 　このような理由から、今後の当社グループの経営方針や企業戦略の意思決定に適任と考え、同氏を新たに取締役候補者として指名いたします。	5,100株

（注）１．※印は新任の取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者であります。
（注）２．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

以　上

（添付書類）

事　業　報　告

〔2017年４月１日から
2018年３月31日まで〕

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過および成果

当事業年度のわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善などを背景に景気は緩やかな回復基調が続きましたが、欧米の政治的リスクやアジアにおける地政学的リスクの高まりなどにより、依然として先行き不透明な状況が続きました。

このような状況の中、当社グループの売上高は、1,555億１千５百万円（前年度比6.6%増）となりました。利益面におきましては、当社グループの全部門において利益率の向上に取り組みましたが、営業利益につきましては68億１百万円（前年度比6.6%減）、経常利益は76億８千１百万円（前年度比9.2%減）となりました。また、かねてより開発を行ってまいりました新販売管理システムにつきまして、当初想定された効果が見込めないことから、当該システム開発を断念したことにより、特別損失として17億４千５百万円を計上いたしました結果、当期純利益は31億９千５百万円（前年度比46.5%減）となりました。

事業部門別の状況につきましては、以下のとおりであります。

【シャッター関連製品事業】

シャッター関連製品事業につきましては、重量シャッター等が堅調に推移いたしました一方で、住宅用窓シャッター等が低調に推移いたしましたので、売上高は519億２千２百万円（前年度比0.9%増）となりましたが、営業利益につきましては56億４百万円（前年度比17.4%減）となりました。

【建材関連製品事業】

建材関連製品事業につきましては、ＢＸカネシン株式会社を連結に含めたこと等により、売上高は718億９千２百万円（前年度比10.1%増）となりましたが、病院・福祉施設向け引き戸等が低調に推移いたしましたので、営業利益につきましては17億２千７百万円（前年度比5.6%減）となりました。

【サービス事業】

サービス事業につきましては、緊急修理対応および定期保守メンテナンス契約等が好調に推移いたしましたので、連結子会社文化シヤッターサービス株式会社の業績を含めまして、売上高は197億１千１百万円（前年度比11.2%増）となり、営業利益につきましても22億８千５百万円（前年度比16.7%増）となりました。

【リフォーム事業】
リフォーム事業につきましては、ストック市場への取り組みとして、ビルの改修等を手掛けるリニューアル事業および住宅用リフォーム事業に注力しており、連結子会社ＢＸゆとりフォーム株式会社の業績を含めまして、売上高は80億７千２百万円（前年度比3.5%増）となり、営業利益につきましても２億７百万円と前年度における損失計上から黒字へと転換いたしました。
【その他事業】
その他事業につきましては、社会問題化しているゲリラ豪雨等に対する浸水防止用設備を手掛ける止水事業が堅調に推移いたしました一方で、産業用の太陽光発電システム等が低調に推移いたしましたので、売上高は39億１千６百万円（前年度比8.5%増）となりましたが、営業利益につきましては１億９千１百万円（前年度比23.2%減）となりました。

なお、当社は2017年12月26日開催の取締役会におきまして、主にマンションやホテル向けスチールドアの製造販売を行っているルーテス株式会社の株式を取得し、子会社化することを決議いたしました。株式の譲受日は2018年４月２日であり、今後は新たにＢＸルーテス株式会社として当社グループのドア事業におけるバリエーションの拡充と安定したスチールドアの供給・受注体制の強化を図ってまいります。
また、2018年２月22日開催の取締役会におきまして、オーストラリアにおけるガレージドア製造・販売会社であるARCPAC GARAGE DOORS PTY LTD（オーストラリア連邦クイーンズランド州）の株式を取得し、子会社化することを決議いたしました。株式の譲受日は2018年３月１日であり、今後は新たにBX BUNKA AUSTRALIA PTY LTDとして、豪州市場での事業活動に取り組み、これまでのベトナムを中心とした東南アジアでの事業展開に加えて、さらなるグローバル化を加速させてまいります。

② 設備投資の状況
当事業年度中の設備投資額は46億７千６百万円で、その主なものは、社内基幹システムの更新ならびに当社および子会社の工場等における建屋、生産設備の更新、維持費用であります。

③ 資金調達の状況
当社は、効率的な資金調達および財務基盤の安定化をはかるため、2017年10月から2020年10月までの３年間を期間として、取引金融機関と融資限度枠70億円のコミットメントライン契約を締結しております。
また、当社は2018年２月22日開催の取締役会におきまして、オーストラリアにおけるガレージドア製造・販売会社であるARCPAC GARAGE DOORS PTY LTD（オーストラリア連邦クイーンズランド州）の株式を取得し、子会社化することを決議したことに伴い、2018年３月６日付で取引金融機関から総額85億円の借入による資金調達を実行いたしました。

④　事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
該当する事項はありません。

⑤　他の会社の事業の譲受けの状況
該当する事項はありません。

⑥　吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当する事項はありません。

⑦　他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
当社は2017年12月26日開催の取締役会におきまして、主にマンションやホテル向けスチールドアの製造販売を行っているルーテス株式会社の株式を取得し、子会社化することを決議いたしました。株式の譲受日は2018年４月２日であり、同日付でＢＸルーテス株式会社に商号を変更しております。
また、2018年２月22日開催の取締役会におきまして、オーストラリアにおけるガレージドア製造・販売会社であるARCP ACGARAGE DOORS PTY LTD（オーストラリア連邦クイーンズランド州）の株式を取得し、子会社化することを決議いたしました。株式の譲受日は2018年３月１日であり、同日付でBX BUNKA AUSTRALIA PTY LTDに商号を変更しております。

(2) 対処すべき課題

今後の当社グループを取り巻く市場環境は、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた関連施設等の本格着工がピークを迎えるとともに、大都市圏における再開発プロジェクトやインターネット通販の拡大に伴う大都市圏近郊の大型物流倉庫など、旺盛な建設需要を背景に底堅く推移するものと思われます。

このような状況のもと当社グループでは、2016年度から2020年度までの５カ年における中期経営計画を推し進めており、「進化する快適環境ソリューショングループ」の実現をめざし、当社グループ一丸となって、計画達成に向けて事業領域の拡大による企業価値の向上に取り組んでおります。

中期経営計画の３年目である2018年度は「生産性を追求した働き方の革新」の基本方針のもと、社員一人ひとりが「生産性」の向上にこだわり、単にＰＤＣＡを回すだけではなく、明確な数値目標と行動計画のもとで業務を遂行してまいります。

当社グループの主力事業である重量シャッターや軽量シャッター等の「シャッター関連製品事業」およびスチールドアや引き戸、パーティション等の「建材関連製品事業」を「基幹事業」と位置付け、お客様の要望や用途に応じて的確な提案を行うコンサルティングセールスを実践し、当社グループ製品の複合販売を積極的に推し進めてまいります。

また、建築基準法の改正に伴う「防火設備の定期検査・報告制度」が2019年度から本格運用されることに伴い、当社グループ内における連携を強化するなど、防火設備等の検査・メンテナンス体制を整備、拡充させてまいります。

一方で、ポスト2020を見据え、今後の当社グループの発展を担う事業を「注力事業」と位置付け、新しい価値創造やビジネスモデルの構築も積極的に推し進めてまいります。

海外事業においては、これまでベトナムを中心に東南アジアを内需と捉えて事業を展開してまいりましたが、その活動領域をオーストラリアへと拡げ、さらなるグローバル化を積極的に推し進めてまいります。

このように、当社グループは「快適環境のソリューショングループ」として常に進化し続けることで、絶えず変化する社会的課題の解決をめざして事業に取り組んでまいる所存です。

株主の皆様におかれましては、なお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

項目＼期別	第 69 期 2014年度	第 70 期 2015年度	第 71 期 2016年度	第 72 期 2017年度 (当事業年度)
売上高	百万円 128,650	百万円 143,180	百万円 145,855	百万円 155,515
経常利益	百万円 10,045	百万円 10,524	百万円 8,463	百万円 7,681
当期純利益	百万円 6,492	百万円 6,349	百万円 5,967	百万円 3,195
1株当たり当期純利益	円 90.55	円 88.56	円 83.24	円 44.57
総資産	百万円 118,056	百万円 130,098	百万円 139,660	百万円 152,973
純資産	百万円 57,328	百万円 60,721	百万円 66,929	百万円 70,195
1株当たり純資産額	円 799.62	円 846.95	円 933.54	円 979.11

(注) 1株当たり当期純利益は自己株式を除く期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

② 当社の財産および損益の状況の推移

項目＼期別	第 69 期 2014年度	第 70 期 2015年度	第 71 期 2016年度	第 72 期 2017年度 (当事業年度)
売上高	百万円 105,925	百万円 111,863	百万円 112,930	百万円 114,215
経常利益	百万円 8,486	百万円 8,415	百万円 6,474	百万円 6,123
当期純利益	百万円 5,537	百万円 5,433	百万円 5,133	百万円 3,009
1株当たり当期純利益	円 77.21	円 75.76	円 71.58	円 41.97
総資産	百万円 97,143	百万円 106,391	百万円 112,444	百万円 122,524
純資産	百万円 46,641	百万円 50,832	百万円 55,402	百万円 58,214
1株当たり純資産額	円 650.34	円 708.79	円 772.51	円 811.72

(注) 1株当たり当期純利益は自己株式を除く期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(4) 重要な親会社および子会社の状況

① 親 会 社 の 状 況

該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

名　　称	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
ＢＸ新生精機株式会社	200百万円	100.0%	電動開閉機、各種昇降機、計測器の製造、販売
文化シヤッターサービス株式会社	110百万円	100.0%	各種シャッター等の修理点検
ＢＸゆとりフォーム株式会社	90百万円	100.0%	リフォームの設計・施工および請負ならびにそれらに関連する事業
ＢＸテンパル株式会社	30百万円	100.0%	商業施設・住宅用オーニング等の製造、販売

(5) 主 要 な 事 業 内 容（2018年３月31日現在）

当社グループは、各種シャッター、住宅用建材およびビル用建材の製造販売とその保守点検・修理ならびに注文家具の製造販売、保険代理業、住宅リフォーム事業を行っております。

(6) 主要な営業所および工場（2018年３月31日現在）

① 当社の営業所

名称	所在地	名称	所在地
北海道支店	北海道	ステンレス部	東京都
東北支店	宮城県	パーティション部	東京都
関越支店	群馬県	シャッター特需部	東京都
東関東支店	千葉県	エネルギー事業部	東京都
首都圏支店	東京都	止水事業部	東京都
住宅建材東日本支店	東京都	特殊建材事業部	東京都
東日本施工統括部	東京都	中部支店	愛知県
首都圏ビル建材支店	東京都	関西支店	大阪府
リニューアル支店	東京都	住宅建材西日本支店	大阪府
マンションドア部	東京都	中四国支店	広島県
福祉住環部	東京都	九州支店	福岡県

② 当社の工場

名称	所在地	名称	所在地
千歳工場	北海道	姫路工場	兵庫県
秋田工場	秋田県	御着工場	兵庫県
小山工場	栃木県	福岡工場	福岡県
掛川工場	静岡県		

③　子会社の主要な事業所

名　　称	所　在　地	主な事業内容
文化シヤッターサービス株式会社	東　京　都	各種シャッター等の修理点検
ＢＸ新生精機株式会社	兵　庫　県	電動開閉機、各種昇降機、計測器の製造、販売
ＢＸテンパル株式会社	東　京　都	商業施設・住宅用オーニング等の製造、販売
ＢＸ文化工芸株式会社	埼　玉　県	備え付け家具、インテリア、関連什器の製造、販売
ＢＸあいわ株式会社	東　京　都	保険代行、リース紹介および斡旋、旅行業
ＢＸ沖縄文化シヤッター株式会社	沖　縄　県	各種シャッターおよび関連製品の製造、販売
ＢＸケンセイ株式会社	大　分　県	スチール建具、スチールドアの製造、販売
ＢＸ文化パネル株式会社	大　阪　府	可動間仕切、トイレブースおよび金属製ドアの製造、販売
ＢＸティアール株式会社	埼　玉　県	戸建住宅、マンション等の玄関用金属製ドア、パーティション等の製造、販売
ＢＸゆとりフォーム株式会社	東　京　都	リフォームの設計・施工および請負ならびにそれらに関連する事業
ＢＸ紅雲株式会社	愛　知　県	ステンレス建材、ステンレス製特定防火設備等の製造、販売
ＢＸ鐵矢株式会社	千　葉　県	鉄骨、鉄扉、金属製窓枠、建築用諸金物の製造、販売、現場施工
ＢＸ東北鐵矢株式会社	山　形　県	鉄骨、鉄扉、金属製窓枠、建築用諸金物の製造、販売、現場施工
ＢＸ朝日建材株式会社	徳　島　県	スチール建材およびスチールドアの製造、販売
ＢＸ西山鉄網株式会社	東　京　都	住宅向け基礎鉄筋ユニットおよび溶接金網、ラス等の製造、販売
ＢＸカネシン株式会社	東　京　都	建築用諸金物の製造、販売
ＢＸＴＯＳＨＯ株式会社	神　奈　川　県	木造住宅の建築設計
BX BUNKA VIETNAM Co.,Ltd.	ベトナム社会主義共和国	各種シャッター、ドアの製造、販売
BX BUNKA AUSTRALIA PTY LTD	オーストラリア連邦	ガレージドアの製造、販売

（注）１．2017年４月１日付で株式会社ワイエスホールディングスと株式会社カネシンを合併し、ＢＸカネシン株式会社に商号変更を行っております。
２．下記の子会社につきましては、2017年４月１日付で商号変更を行っております。
東昭エンジニアリング株式会社（新社名　ＢＸ　ＴＯＳＨＯ株式会社）

3．当社は、2017年９月５日開催の取締役会において、台湾の格来得股份有限公司（本社：中華民国桃園県、代表者：劉　秋雄）との合弁会社である、BX BUNKA TAIWAN Co.,Ltd.を解散することを決議し、９月30日付で解散いたしました。
4．当社は2018年２月22日開催の取締役会において、オーストラリアのガレージドアの製造・販売会社であるARCPAC GARAGE DOORS PTY LTDの株式を取得し、子会社化することについて決議し、３月１日付で株式を取得しBX BUNKA AUSTRALIA PTY LTDに商号変更を行っております。
5．当社は2017年12月26日開催の取締役会において、主にマンションやホテル向けスチールドアの製造・販売を行っているルーテス株式会社の株式を取得し、子会社化することについて決議いたしました。株式の譲受日は2018年４月２日であり、同日付でＢＸルーテス株式会社に商号変更を行っております。

(7) 使用人の状況（2018年３月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減
4,478名	466名増

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,953名	37名増	43.3歳	17.1年

（注）１．従業員数には、パートおよび嘱託社員等（676名）は含まれておりません。
２．従業員数には、関係会社等への出向者（52名）は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況（2018年３月31日現在）

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社みずほ銀行	11,099
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	1,459
三井住友信託銀行株式会社	1,075

（注）　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行は、2018年４月１日より、株式会社三菱ＵＦＪ銀行に商号が変更になっております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

2．会 社 の 現 況

(1) 株 式 の 状 況 (2018年３月31日現在)

① 発行可能株式総数　288,000,000株

② 発行済株式の総数　72,196,487株
（自己株式479,565株を含む）

③ 単 元 株 式 数　100株

④ 株 主 数　4,006名

⑤ 大 株 主（上位10名）

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
	株	%
文化シヤッター関連企業持株会	5,292,277	7.37
第一生命保険株式会社	3,260,978	4.54
株式会社みずほ銀行	2,934,873	4.09
文化シヤッター社員持株会	2,708,940	3.77
J.P. MORGAN CHASE BANK 385632	2,375,100	3.31
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,366,400	3.29
新日鐵住金株式会社	2,023,750	2.82
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,933,600	2.69
住友商事株式会社	1,834,200	2.55
株式会社淀川製鋼所	1,669,000	2.32

（注） 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当する事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2018年３月31日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況等
代表取締役会長	茂木哲哉	
代表取締役社長	潮崎敏彦	執行役員社長
取締役	藤山暁	常務執行役員　営業担当
取締役	矢吹義夫	常務執行役員　製造、設計、工務担当
取締役	岩部金吾	相談役
取締役	嶋村悦典	上席執行役員　新事業、新商品担当
取締役	小倉博之	上席執行役員　ビル建材事業本部長
取締役	大島亨	上席執行役員　東日本事業本部長兼営業開発部長
取締役	藤田義徳	上席執行役員　西日本事業本部長兼営業開発部長
取締役監査等委員（常勤）	西川秀行	
取締役監査等委員（常勤・社外）	上村彰	
取締役監査等委員（社外）	飯名隆夫	
取締役監査等委員（社外）	藤田昇三	アセットマネジメントＯｎｅ株式会社　社外取締役 株式会社エコス　社外取締役
取締役監査等委員（社外）	阿部和史	

（注）１．取締役上村彰、飯名隆夫、藤田昇三、阿部和史の４氏は社外取締役であります。
２．当社は、上村彰、飯名隆夫、藤田昇三、阿部和史の４氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
３．監査等委員である取締役西川秀行氏は、当社における経理部門での業務経験を有しており、税務、財務および会計について相当程度の知見を有しております。
４．監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、社内の重要会議への出席、業務執行取締役および使用人等からの情報収集ならびに内部監査部門との連携を図るため、取締役西川秀行氏および取締役上村彰氏を常勤の監査等委員として選定しております。

３．決算期後の担当および重要な兼職の状況等の変更は次のとおりであります。

年　月　日	地位	氏名	担当および重要な兼職の状況等
2018年４月１日	取締役	嶋村悦典	常務執行役員 製造、設計、施工、新事業、商品開発担当
	取締役	小倉博之	常務執行役員 営業担当
	取締役	藤田義徳	上席執行役員 西日本事業本部長
	取締役	藤山暁	
	取締役	矢吹義夫	

【参考】

2018年４月１日現在の執行役員（取締役兼務者を除く。）は次のとおりであります。

常務執行役員	谷　久夫	海外事業部長
常務執行役員	神田潤一郎	経営企画部部長
常務執行役員	佐久間博志	営業推進部長
常務執行役員	三田　充	ビル建材事業本部長
常務執行役員	市川治彦	業務担当
常務執行役員	大澤愼一	新事業・特需事業本部長
執行役員	岡本一也	情報システム部長
執行役員	松山成強	ＣＳＲ統括部長
執行役員	角沢正行	品質保証部長
執行役員	石倉則夫	商品開発部長兼開発三部長
執行役員	山﨑浩樹	営業企画部長
執行役員	圓尾実朗	小山工場長
執行役員	大岡忠仁	製造企画部長
執行役員	小竹行之	首都圏支店長
執行役員	和根崎淳一	ドア・パーティション事業本部長

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、2017年６月27日開催の第71期定時株主総会において、定款を変更し、下記のとおり、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）の責任限定契約に関する規定を設けております。

取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との責任限定契約

当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、当該社外取締役の会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは法令が定める額を限度として負担する契約を締結することができる。

③ 取締役および監査役の報酬等の総額

ア．監査等委員会設置会社移行前（2017年４月１日から第71期定時株主総会（2017年６月27日）終結の時まで）

区　　分	支給人員	支給額
取締役 （うち社外取締役）	11名 （ 2）	78百万円 （ 3）
監査役 （うち社外監査役）	4名 （ 3）	12百万円 （ 7）
合計 （うち社外役員）	15名 （ 5）	90百万円 （11）

イ．監査等委員会設置会社移行後（第71期定時株主総会（2017年６月27日）終結の時から2018年３月31日まで）

区　　分	支給人員	支給額
取締役（監査等委員である取締役を除く。）	9名	287百万円
監査等委員 （うち社外取締役）	5名 （ 4）	45百万円 （29）
合計 （うち社外取締役）	14名 （ 4）	332百万円 （29）

（注）１．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

２．監査等委員会設置会社移行前の取締役の報酬限度額は、2013年６月27日開催の第67期定時株主総会において年額600百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と承認いただいております。

３．監査等委員会設置会社移行前の監査役の報酬限度額は、2013年６月27日開催の第67期定時株主総会において年額72百万円以内と承認いただいております。

４．取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2017年６月27日開催の第71期定時株主総会において年額600百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と承認いただいております。

５．監査等委員である取締役の報酬限度額は、2017年６月27日開催の第71期定時株主総会において年額100百万円以内と承認いただいております。

④　社外役員に関する事項

ア．他の法人等の重要な兼職の状況

取締役藤田昇三氏はアセットマネジメントＯｎｅ株式会社および株式会社エコスの社外取締役であります。なお、当社とアセットマネジメントＯｎｅ株式会社、株式会社エコスとの間に特別の関係はありません。

イ．社外役員の事業年度中の取締役会および監査役会ならびに監査等委員会での活動状況

ａ．当事業年度開催の取締役会および監査役会ならびに監査等委員会への出席状況

区　　分	取締役会（11回開催）		監査役会（３回開催）		監査等委員会（８回開催）	
	出席回数	出　席　率	出席回数	出　席　率	出席回数	出　席　率
上　村　　彰	11回	100.0%	３回	100.0%	８回	100.0%
飯　名　隆　夫	11回	100.0%	－	－	８回	100.0%
藤　田　昇　三	11回	100.0%	３回	100.0%	８回	100.0%
阿　部　和　史	11回	100.0%	３回	100.0%	８回	100.0%

（注）１．監査等委員会設置会社移行前に取締役会を１回、監査役会を３回開催しております。

２．監査等委員会設置会社移行後に取締役会を10回、監査等委員会を８回開催しております。

ｂ．取締役会および監査役会ならびに監査等委員会における発言状況

・上村彰氏は、他社における豊富な実務経験に基づいて意見を述べるなど取締役会および監査役会ならびに監査等委員会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

・飯名隆夫氏は、主に他社における経営者としての経験から意見を述べるなど取締役会および監査等委員会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

・藤田昇三氏は、主に法律の専門家の見地から意見を述べるなど取締役会および監査役会ならびに監査等委員会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言ならびに内部統制システムの構築にあたり助言・提言を行っております。

・阿部和史氏は、他社における豊富な実務経験に基づいて意見を述べるなど取締役会および監査役会ならびに監査等委員会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名　　称　　東陽監査法人

② 報 酬 等 の 額

	支　払　額
① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	43百万円
② 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	43百万円

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2．当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、前期の監査実績の評価および分析、会計監査の職務遂行状況ならびに報酬見積りの算出根拠の相当性について必要な検証を行ったうえで会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

③ 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、当社都合による場合および当社の「監査等委員会規定」等に定める事項による場合ならびに会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、解任または不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められるときは、監査等委員会の決議に基づき、当社監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、当社監査等委員会が選定した監査等委員である取締役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任した理由を報告いたします。

3．会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社および当社の子会社（以下「当社グループ」という。）の取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

ア．当社グループの役員および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、「文化シヤッターグループＣＳＲ憲章」のもとに役員および従業員の行動規範を定めている。

イ．当社の監査等委員会は、独立した立場から内部統制システムの整備状況、運用状況を含めて、適法性および妥当性の観点から取締役（監査等委員である取締役を除く、以下同じ。）の職務執行の監査等を行う。

ウ．当社の内部監査部門は、「内部監査規定」等に基づき、監査等委員会等との連携を図り、子会社を含めた各部門の監査を行う。

エ．当社グループとして、金融商品取引法および関係法令に基づき「財務報告に係る内部統制」の対応体制を構築し、全ての業務において継続的に整備を進めて行く。

オ．問題の未然防止、早期発見と早期解決を目的として「公益通報者保護規定」に基づく通報窓口を社外に設置し、当社グループの全従業員から報告を受け付ける体制を整備している。

カ．「文化シヤッターグループＣＳＲ行動指針」に基づいて、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力および団体とは、決して関わりを持たず、不当な要求等に対しては、弁護士、警察等とも緊密に連携し、毅然とした姿勢で対応する。

キ．今後においても、適宜、コンプライアンス体制およびリスク管理体制を整備して行く。

② 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役は、取締役会およびその他の重要会議の議事録、稟議書、その他の職務の執行に係る情報（電磁的情報を含む。）を、法令、定款および「取締役会規定」、「文書管理規定」等の社内規定の定めるところに従い適切に保存し、かつ管理する。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア．情報の管理については「内部情報管理規定」等の社内規定の定めるところに従い内部情報等（電磁的情報を含む。）を適切に管理する。

イ．製品についてのお客様からの問い合わせに迅速に対応するため、社内規定等のルールの明確化および「商品履歴管理システム」の導入、「お客様相談室」の設置などの体制を構築しており、今後も整備を進める。

ウ．取締役については取締役会の決議に基づき、従業員については「職務分掌規定」等の社内規定に基づき、それぞれ職務担当および権限が規定され、責任の所在を明確化しているとともに、ＣＳＲ担当部門を中心として、全社的な教育・啓蒙を行うなど、コンプライアンス体制およびリスク管理体制の強化を進める。

エ．当社グループの経営に影響をおよぼすような危機が発生した場合にとるべき対応について「経営危機対応規定」を制定し、万一の場合に備えており、今後も適宜、見直しをして行く。

④　当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア．取締役は、中・長期経営計画をはじめとした経営の執行方針および法令において定められている事項等の経営に関する重要事項を決定し、従業員の業務執行状況を監督する。

イ．取締役会の決議により、各取締役の担当職務等が決定され、担当職務ごとに権限の分配を行っている。

ウ．「職務分掌規定」等に基づいて、部門、職位ごとに役割および権限分担を行うと同時に、「稟議規定」等において、取締役および従業員の決裁権限を明確に定めている。

⑤　子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

ア．「子会社管理規定」等の定めるところに従って、各子会社は事業の経過および財産の状況ならびにその他の重要事項について、定期的に当社への報告を行うものとする。

イ．子会社の役員および従業員は、当社の監査等委員会から報告を求められた場合には、速やかに必要な報告および情報提供を行うものとする。

⑥　監査等委員会がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する体制

ア．監査等委員会がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合は、当社の従業員を任命する。

イ．重要事項については、内部監査部門等が、適宜、監査等委員会の補助体制をとることとする。

⑦　前号の従業員の取締役からの独立性に関する事項

前号の従業員については、その独立性を確保するために、任命および解任ならびに人事異動については、監査等委員会の同意を必要とする。

⑧　当社グループの取締役および従業員が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

ア．取締役は、業務執行の意思決定機関である取締役会において決議した事項ならびに法令、定款に違反するおそれのある場合、会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事実を発見した場合は、当該事実に関する事項を監査等委員会に報告するものとする。
また、監査等委員である取締役は、必要があると認めるときは、社内の重要な会議に出席し、意見を述べることができる。

イ．従業員が会社の目的とする範囲外の行為、その他法令・定款に違反をするおそれのある場合および会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事実を発見した場合は、当該事実に関する事項を監査等委員会に報告するものとする。

ウ．「公益通報者保護規定」に基づく通報窓口（社外）が当社グループの従業員から通報を受けたときには、当社の内部通報担当部門に報告するものとし、当社の内部通報担当部門は、内部通報の状況等について監査等委員会に報告するものとする。

エ．当社グループは、上記の報告を行った者に対して、当該報告を行ったことを理由として、不利な取り扱いをすることを禁止する。

⑨　監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員である取締役がその職務の執行につき、費用の前払い等を請求したときは、請求にかかる費用または債務が監査等委員である取締役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、その請求に応じるものとする。

⑩　その他監査等委員会による監査が実効的に行われることを確保するための体制

ア．監査等委員会は、職務の遂行に必要と判断したときは、取締役および従業員ならびに会計監査人に対して報告を求めることができる。

イ．監査等委員会は、代表取締役および業務執行取締役と定期的に情報や意見の交換を行うものとする。

ウ．監査等委員会は、内部監査部門および会計監査人と随時、情報や意見の交換を行うものとする。

エ．監査等委員会が取締役会をはじめとした重要会議の議事録および稟議書等を閲覧できる体制を整備するものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要について

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① コンプライアンスに関する取り組みの状況

「文化シヤッターグループＣＳＲ憲章」、「ＣＳＲ行動規範」、「ＣＳＲ行動指針」等を制定し、コンプライアンス体制の強化を図り、違法行為を未然に防止するとともに、違法行為の早期発見および是正ならびに再発防止を目的とした施策として「公益通報者保護規定」に基づく通報窓口を外部弁護士事務所に設置しております。

また、定期的に全役職員を対象に主に当社の事業活動に関連する諸法令についてのコンプライアンス教育を実施し、法令知識の習得およびコンプライアンス意識の向上に努めております。

② 職務執行の適正性および効率性の確保に関する取り組みの状況

当社では、取締役会の決議に基づき各取締役の担当職務を決定し、役割、権限の分配が明確化されていると同時に、経営の監督と業務執行を分離させるために執行役員制度を採用しております。

当事業年度においては取締役会を11回開催し、社外取締役および社外監査役からの意見等を踏まえたうえで重要事項の審議、決定を行っております。

③ 損失の危険の管理に関する取り組みの状況

「経営危機対応規定」の定めに基づき、当社グループの経営に影響をおよぼすような危機発生に対する体制を整備しております。なお、当事業年度中は同規定に基づき、社長を本部長とする経営危機対策本部を設置するような事案は発生しておりません。

また、製品トラブルによる事故やお客様からのクレームに迅速に対応すべく製品保証に関連する内規を整備するともに、お客様相談室を設置し、お客様から寄せられる情報を事業活動に反映させる体制を整備しており、お客様相談室は定期的にその情報を社内に周知し、情報の共有を図っております。

情報管理については「内部情報管理規定」および「電子情報管理規定」等の定めに基づき、公開前および社外秘情報の適切な管理を行うとともに、「マイナンバー制度」に対しても、「特定個人情報保護規定」を制定し、お客様およびお取引先情報の適切な管理を徹底しております。

④ グループガバナンス体制構築に関する取り組みの状況

「子会社管理規定」等の定めに基づき、各子会社は事業の経過および財産の状況ならびにその他の重要事項について、定期的に担当取締役および担当部門への報告を行っております。

また、当社の監査等委員会および内部監査部門は子会社への往査を通じて適切に監査を行っております。

⑤　監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることに関する取り組みの状況

当事業年度において、監査等委員会設置会社移行前は、当社の監査役会は社外監査役３名を含む４名で構成されており、３回の監査役会を開催しております。また、監査等委員会設置会社移行後は、社外取締役４名を含む５名で構成されており、監査等委員会を８回、代表取締役とのミーティングを３回開催し、全ての監査等委員である取締役が出席しております。

また、常勤の監査等委員である取締役は取締役会のほかに常務会やその他の重要会議に出席し、必要であれば意見を述べるとともに、各部門や子会社への往査を通じて取締役の業務執行の監査を行っております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の配当政策の基本的な考え方は、財務体質の強化と安定的な利益確保により、株主の皆様への安定配当を継続しつつ、当該事業年度の業績を勘案して配当額を決定することとしております。

なお、当社は、より機動的な配当政策を図るための整備の一環として、2018年６月開催の当社第71期定時株主総会において定款変更を行い、会社法第459条第１項の規定に基づき取締役会の決議をもって剰余金の配当を行うことができる旨を定めておりますが、当事業年度の剰余金の配当（期末配当）につきましては、従前と同様に上記の基本方針に沿ったうえで株主総会へ議案を上程し、その決定につきましては、株主の皆様にお諮りいたします。

（注）　当事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2018年３月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部	
科目	金額
流動資産	86,311
現金及び預金	20,017
受取手形及び売掛金	45,684
商品及び製品	11,717
仕掛品	943
原材料及び貯蔵品	3,877
繰延税金資産	1,112
その他の流動資産	3,073
貸倒引当金	△114
固定資産	66,662
有形固定資産	30,203
建物及び構築物	10,622
機械装置及び運搬具	5,111
土地	11,540
リース資産	1,191
その他の有形固定資産	1,737
無形固定資産	10,089
のれん	8,141
その他の無形固定資産	1,948
投資その他の資産	26,369
投資有価証券	18,642
退職給付に係る資産	1,743
繰延税金資産	3,504
その他の投資その他の資産	2,796
貸倒引当金	△317
資産合計	152,973

負債の部	
科目	金額
流動負債	58,582
支払手形及び買掛金	32,143
短期借入金	11,700
リース債務	481
未払法人税等	867
未払費用	5,537
賞与引当金	3,116
役員賞与引当金	98
工事損失引当金	57
その他の流動負債	4,578
固定負債	24,195
長期借入金	3,350
リース債務	916
役員退職慰労引当金	631
退職給付に係る負債	18,351
受入保証金	564
資産除去債務	51
その他の固定負債	329
負債合計	82,777
純資産の部	
株主資本	64,439
資本金	15,051
資本剰余金	12,298
利益剰余金	37,245
自己株式	△156
その他の包括利益累計額	5,756
その他有価証券評価差額金	5,331
繰延ヘッジ損益	0
土地再評価差額金	△76
為替換算調整勘定	138
退職給付に係る調整累計額	364
純資産合計	70,195
負債・純資産合計	152,973

連結損益計算書

〔2017年４月１日から
2018年３月31日まで〕

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		155,515
売上原価		115,447
売上総利益		40,068
販売費及び一般管理費		33,266
営業利益		6,801
営業外収益		
受取利息	20	
受取配当金	247	
投資損失引当金戻入額	63	
持分法による投資利益	771	
その他の営業外収益	282	1,385
営業外費用		
支払利息	65	
為替差損	176	
子会社清算損	91	
その他の営業外費用	171	505
経常利益		7,681
特別利益		142
特別損失		2,266
税金等調整前当期純利益		5,557
法人税、住民税及び事業税	2,219	
法人税等調整額	141	2,361
当期純利益		3,195
親会社株主に帰属する当期純利益		3,195

貸借対照表

(2018年３月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部	
科目	金額
流動資産	63,060
現金及び預金	6,781
受取手形	10,828
電子記録債権	4,388
売掛金	22,039
商品及び製品	9,694
仕掛品	424
原材料及び貯蔵品	1,952
前渡金	1,718
前払費用	297
未収入金	646
短期貸付金	3,550
立替金	69
繰延税金資産	694
その他の流動資産	21
貸倒引当金	△49
固定資産	59,463
有形固定資産	19,188
建物	6,659
構築物	468
機械及び装置	2,789
車両運搬具	32
工具、器具及び備品	416
土地	7,866
リース資産	817
建設仮勘定	138
無形固定資産	1,613
ソフトウェア	231
借地権	100
電話加入権	131
リース資産	64
その他の無形固定資産	1,085
投資その他の資産	38,661
投資有価証券	11,112
関係会社株式	20,800
出資金	17
長期貸付金	3,125
破産更生債権等	176
長期前払費用	31
差入保証金	33
事業保険積立金	684
敷金	712
繰延税金資産	2,313
前払年金費用	282
その他の投資等	280
貸倒引当金	△842
投資損失引当金	△66
資産合計	122,524

負債の部	
科目	金額
流動負債	46,964
支払手形	7,499
電子記録債務	12,100
買掛金	6,442
短期借入金	11,500
リース債務	383
未払金	421
未払法人税等	111
未払消費税等	272
未払費用	4,159
前受金	1,876
預り金	182
賞与引当金	1,857
役員賞与引当金	80
工事損失引当金	57
設備関係支払手形	19
固定負債	17,345
長期借入金	2,750
リース債務	585
退職給付引当金	13,049
役員退職慰労引当金	385
受入保証金	526
長期前受収益	2
資産除去債務	45
負債合計	64,309
純資産の部	
株主資本	53,151
資本金	15,051
資本剰余金	12,302
資本準備金	9,151
その他資本剰余金	3,151
利益剰余金	25,948
その他利益剰余金	25,948
土地圧縮積立金	31
別途積立金	23,000
繰越利益剰余金	2,916
自己株式	△151
評価・換算差額等	5,062
その他有価証券評価差額金	5,062
純資産合計	58,214
負債・純資産合計	122,524

損益計算書

〔2017年４月１日から
2018年３月31日まで〕

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		114,215
売上原価		88,420
売上総利益		25,795
販売費及び一般管理費		21,318
営業利益		4,477
営業外収益		
受取利息	42	
受取配当金	1,833	
投資損失引当金戻入額	111	
その他の営業外収益	252	2,239
営業外費用		
支払利息	45	
為替差損	168	
子会社清算損	91	
貸倒引当金繰入額	122	
その他の営業外費用	165	593
経常利益		6,123
特別利益		
固定資産売却益	141	141
特別損失		
固定資産除却損	1,754	
貸倒引当金繰入額	358	2,112
税引前当期純利益		4,151
法人税、住民税及び事業税	936	
法人税等調整額	205	1,141
当期純利益		3,009

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年５月９日

文 化 シ ヤ ッ タ ー 株 式 会 社
　取締役会　御中

東 陽 監 査 法 人
指定社員 業務執行社員　公認会計士　北　山　千　里　㊞
指定社員 業務執行社員　公認会計士　鈴　木　裕　子　㊞
指定社員 業務執行社員　公認会計士　早　﨑　　信　㊞

　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、文化シヤッター株式会社の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、文化シヤッター株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年５月９日

文化シヤッター株式会社

取締役会　御中

東陽監査法人

指定社員 業務執行社員　公認会計士　北　山　千　里　㊞

指定社員 業務執行社員　公認会計士　鈴　木　裕　子　㊞

指定社員 業務執行社員　公認会計士　早　﨑　　信　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、文化シヤッター株式会社の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第72期事業年度における取締役の職務の執行について、監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。なお、平成29年６月27日開催の当社第71期定時株主総会において、当社は監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしましたが、平成29年４月１日から平成29年６月26日までの監査については、監査役及び監査役会が実施してきた監査内容を引き継ぎ、その方法及び結果を確認のうえ、当事業年度の監査報告としております。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会の決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

①　監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、当該事業年度の監査の方針、職務の分担等に従い、監査室と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、また、子会社に赴き、事業及び財産の状況を調査いたしました。

②　事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③　会計監査人が独自の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社法計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及び附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、当社は独占禁止法違反の疑いで、平成22年６月９日、公正取引委員会から「排除措置命令および課徴金納付命令」を受けました。これに対し、平成22年８月に公正取引委員会に審判請求を、東京高等裁判所に執行免除の申し立て手続きを行い、平成22年12月に執行免除決定がなされ、審判、裁判の結果が確定するまでの排除措置命令に従った行動は、猶予されることが確定いたしております。監査等委員会は、当社取締役会の対応と今後の推移を注視するとともに、当社取締役が法令遵守体制のさらなる構築に向け、より一層努力されることを要請しております。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する運用状況についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組み（買収防衛策）は、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年５月14日

文化シヤッター株式会社　監査等委員会

常勤監査等委員	西　川　秀　行	㊞
常勤監査等委員（社外・独立役員）	上　村　　彰	㊞
監査等委員（社外・独立役員）	飯　名　隆　夫	㊞
監査等委員（社外・独立役員）	藤　田　昇　三	㊞
監査等委員（社外・独立役員）	阿　部　和　史	㊞

（注）常勤監査等委員　上村彰、監査等委員　飯名隆夫、藤田昇三及び阿部和史は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主メモ

事業年度	毎年４月１日から翌年の３月31日まで
定時株主総会	６月下旬
基準日	３月31日 その他必要があるときは、あらかじめ公告する一定の日
配当の基準日 期末配当 中間配当	 ３月31日 ９月30日
公告方法	当社ホームページに掲載（URL http://www.bunka-s.co.jp/） ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載いたします。 ※貸借対照表、損益計算書は、ＥＤＩＮＥＴ（金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム）にて開示しております。
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号 三井住友信託銀行株式会社
特別口座の 口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号 三井住友信託銀行株式会社
郵便物送付先	〒１６８－００６３ 東京都杉並区和泉二丁目８番４号 三井住友信託銀行株式会社　証券代行部
（電話照会先）	電話　０１２０－７８２－０３１（フリーダイヤル） 取次事務は、三井住友信託銀行株式会社の本店および全国各支店で行っております。

【住所変更、単元未満株式の買取・買増等のお申出先について】
株主様の口座のある証券会社にお申出下さい。
なお、証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主様は、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出下さい。
【未払配当金の支払いについて】
株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出下さい。
【配当金計算書について】
配当金お支払いの際に送付しております「配当金計算書」は、租税特別措置法の規定に基づく「支払通知書」を兼ねております。確定申告を行う際は、その添付資料としてご使用頂くことができます。
ただし、株式数比例配分方式をご選択頂いている株主様につきましては、源泉徴収税額の計算は証券会社等にて行われます。確定申告を行う際の添付資料につきましては、お取引の証券会社等にご確認をお願いします。
なお、配当金領収証にて配当金をお受け取りの株主様につきましても、配当金のお支払いの都度「配当金計算書」を同封させて頂いております。確定申告をなされる株主様は大切に保管下さい。

■トピックス

BX BUNKA AUSTRALIA PTY LTD

2018年３月にＢＸグループに加わったBX BUNKA AUSTRALIA PTY LTD（旧社名：ARCPAC GARAGE DOORS PTY LTD（以下、BX BUNKA AUSTRALIA））は、オーストラリア連邦クイーンズランド州に本社を構えるガレージドアの製造・販売会社です。

BX BUNKA AUSTRALIAは純粋持株会社であり、その傘下に約40年にわたる豊富な業歴と実績を持ち、新築戸建住宅向けガレージドア市場において、ナンバー１の実績を誇るSTEEL-LINE GARAGE DOORS（以下、STEEL-LINE）他２社と住宅大手ビルダーに強い営業力を持つ販売会社DYNAMIC DOOR SERVICE（※登記上の正式名称はMISIV PTY LTD（以下、「DYNAMIC」））を有しています。

主要な事業会社であるSTEEL-LINEは、オーストラリアにおいてシドニー、メルボルンに次ぐ同国東部クイーンズランド州の州都ブリスベンに本社・工場を置き、主要都市に15の販売拠点を持ち施工・アフターメンテナンスまで一貫して取り扱っている会社です。また、西オーストラリア州パースで製造・販売を手掛けるSTEEL-LINE GARAGE DOORS（WA）という兄弟会社と、STEEL-LINE INSTALLATIONS AUSTRALIAというクイーンズランド州での施工ライセンスを保有する子会社があり、STEEL-LINEは同国で、製・販・工・アフターメンテナンスまで一貫して取り扱っている唯一の会社であります。もう一つのDYNAMICは、同じく本社をブリスベンに置き、東部主要都市に５拠点を配し住宅大手ビルダーをメインにガレージドアの販売を手掛ける会社です。



STEEL-LINE 工場外観

BX BUNKA AUSTRALIA PTY LTD
所在地　オーストラリア連邦　クイーンズランド州
代表者　CEO　Aaron Dillaway
資本金　44,671千豪ドル
従業員数　415名（役員を除く正社員 2018年４月現在）
販売拠点　20拠点

第72期定時株主総会会場ご案内図

会場

文化シヤッター株式会社　東京都文京区西片一丁目17番3号



交通

A 都営地下鉄三田線
春日駅（A5/A6出口）より 徒歩 3 分

B 都営地下鉄大江戸線
春日駅（A6出口）より 徒歩 3 分

C 東京メトロ南北線
後楽園駅（8番出口）より 徒歩 7 分

D 東京メトロ丸ノ内線
後楽園駅（4b出口）より 徒歩12分

E ＪＲ総武線
水道橋駅（お茶の水寄り出口）より
徒歩15分

F 文京区コミュニティバス
文化シヤッター前下車 徒歩 0 分



ミックス
責任ある木質資源を使用した紙
FSC® C013080

VEGETABLE OIL INK

UD FONT

見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。